

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事は「競争参加資格確認資料」、「入札書」及び「工事費内訳書」を同時に提出する「一般競争入札方式（同時提出型）」の工事です。

本工事は、総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）、「地域密着工事型」、「余裕期間制度（フレックス方式）」、「建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を認めない工事」、「建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号の場合の監理技術者）の配置を認める工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和8年10月30日

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
高崎河川国道事務所長
舟波 昭一

記

1. 工事概要

- (1) 工事名 R8国道50号前橋笠懸道路赤堀今井地区改良その6工事
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 工事場所 群馬県伊勢崎市赤堀今井町1丁目地先
- (3) 工事内容 本工事は、群馬県伊勢崎市赤堀今井町1丁目地先の国道50号前橋笠懸道路事業用地内において、道路土工、カルバート工、石・ブロック積（張）工、排水構造物工等を実施する工事である。
- 地形等 当該箇所は、施工箇所南側にて国道50号、西側および北側にて市道と接している。地形は平坦であり、周辺は家屋、田畑が点在している。

(4) 工事概算数量

道路土工	1 式
路体盛土工（ICT）	3, 400m ³
カルバート工	1 式
プレキャストボックス	110m
石・ブロック積（張）工	1 式
コンクリートブロック積	470m ²
排水構造物工	1 式
側溝工	110m
仮設工	1 式

- (5) 工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

全体工期：契約締結の翌日から令和9年8月31日まで

(6) 資料 ①別冊図面 ②別冊仕様書

(7) 本工事は、入札時に「企業・配置予定技術者の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」について記述した、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

(8) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表－2による。

- ①「工事環境の改善」実施工事
- ②完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事
- ③工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事
- ④建設リサイクル法対象工事
- ⑤総価契約単価合意方式
- ⑥出来高部分払方式
- ⑦「設計審査会」の設置対象工事
- ⑧難工事施工実績評価対象工事
- ⑨難工事功労表彰評価対象工事
- ⑩ICT活用工事【土工（発注者指定型）】
- ⑪ICT活用工事【作業土工（床掘工）（施工者希望Ⅱ型）】
- ⑫BIM／CIM適用工事【受注者希望型】
- ⑬工事工程表の開示の試行工事
- ⑭地域密着工事型
- ⑮「生産性向上チャレンジ」の試行工事
- ⑯熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事
- ⑰CCUS 活用工事（受注者希望方式）
- ⑱低炭素型コンクリートを使用したプレキャスト製品を導入する試行工事
- ⑲直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査試行工事

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち一般土木工事C等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に

基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- （４）群馬県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（經常建設共同企業体にあつては、經常建設共同企業体協定書第３条に記載されている事務所の所在地が群馬県内であること。ただし、当該事務所が当該經常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合であること。）

- （５）別表－１の期間に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記（ア）、（イ）の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

（ア）プレキャスト函渠の工事の施工実績を有すること。

（イ）断面形状が矩形であること。

上記（ア）、（イ）は同一工事であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が６５点未満のものを除く。

經常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記（ア）、（イ）の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

- （６）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去２年間の工事成績評定点の平均点が２年連続で６０点未満でないこと。
- （７）次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期と終期を設定することができる工であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任（監理）技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

- １）主任技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあつては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。詳細は入札説明書による。

- ２）１人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した上記（５）（ア）、（イ）に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

ただし、上記（ア）、（イ）は同一工事であること。

また、申請できる同種工事の工事経験は１件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該工事経験が平成８年４月１日以降に完成・引渡しが完了した大臣官

房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局等所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任（監理）技術者が上記（ア）、（イ）の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の工事経験として認める。

- 3）監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- 4）配置予定の主任（監理）技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を別記様式－1－2で求めており、その明示がなされない場合は入札に参加できない。詳細は入札説明書による。
- （8）本工事に事業協同組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない。
- （9）経常建設共同企業体の構成員は、本発注工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- （10）資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （11）上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は入札説明書による。
- （12）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。
- （13）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （14）工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- （15）元請企業が優良下請企業を活用するにあたり、対象となる優良下請企業は本発注工事の元請企業として入札参加することはできない。詳細は入札説明書による。

3. 総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業・配置予定技術者の技術力」、「賃上げの実施に関する評価」、「ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価」並びに「施工体制」をもって入札に参加し、次の1）、2）の要件に該当する者のうち、（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内

容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書に示す予決令第 86 条の調査を行うものとする。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- 2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法

- 1) 「標準点」を 100 点とし、「施工体制評価点」の最高点を 30 点、及び「加算点」の最高点を 42.5 点とする。
- 2) 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、下記①②③④の評価項目毎に評価を行った結果、得られた「評価点の合計値」を「加算点」として与える。また、「施工体制評価点」は下記⑤の項目を評価して与える。

①企業の技術力

②配置予定技術者の技術力

③賃上げの実施に関する評価

④ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価

⑤施工体制（施工体制評価点）

- 3) 「標準点」は、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に 100 点を与える。
- 4) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) (2) ①②③④⑤の評価項目の詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

関東地方整備局 高崎河川国道事務所 経理課

電話 027-345-6031

電子メール送付先：ktr-takasakitoiawase@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は別表－１のとおり。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記（１）に電子メールにて依頼を行うこと。

受付期間は、別表－１のとおり。

(3) 申請書、資料、入札書及び工事費内訳書の提出方法、受付期限

1) 提出方法

①申請書の提出方法

電子入札システムで提出すること。

なお、申請書が10MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

②資料、入札書及び工事費内訳書の提出方法

電子入札システムで提出すること。

なお、資料が10MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。

2) 受付期限等

①申請書の受付期限：別表－1のとおり

②資料、入札書及び工事費内訳書の受付期間：別表－1のとおり

3) 電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

(4) 歩掛見積参考資料の交付期間及び方法

競争参加資格確認申請者に対しては、歩掛見積参考資料を電子入札システムにより交付する。交付期間は別表－1のとおり。

(5) 開札の日時及び場所

開札は別表－1のとおり、関東地方整備局高崎河川国道事務所経理課にて行う。

なお、落札決定の日は開札の翌日（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）は除く。）を予定する。

5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行高崎代理店（群馬銀行高崎支店））。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 関東地方整備局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定の主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

(5) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。詳細は入札説明書による。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随

意契約により締結する予定の有無
無。

(8) 申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

(9) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

4. 入札手続等（1）に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2. 競争参加資格（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4. 入札手続等（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 2. 競争参加資格で求める施工実績が「国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く。）」における場合において、当該施工実績が当該者のものと確認できない場合は、当該者の施工実績として認めない。ここでいう、当該者のものと確認できない場合とは、合併及び会社分割等における「一般競争（指名競争）参加資格の再認定（又は新規の認定）」を受けていない事、若しくは、再認定（又は新規の認定）時に実績の承継が認められていない場合を指す。

(13) 本案件は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。また、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システム及び電子契約システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式及び紙契約方式に代えるものとする。電子入札システム等によらない手続きについては入札説明書による。

(14) 詳細は入札説明書による。

別表－ 1

本工事における手続き期間等

電子入札システムによる受付時間 9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

2. 競争参加資格 (5)	企業の施工実績とすることができる期間	平成 23 年 4 月 1 日以降
4. 入札手続等 (2)	入札説明書の交付期間及び受付期間	令和 8 年 10 月 30 日 (金) から令和 8 年 11 月 24 日 (火) まで。 (電子入札システムの受付時間内に限る。また、土曜日、日曜日及び祝日等 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日 (以下「休日」という。)) を除く。)
4. 入札手続等 (3)	申請書の受付期限	令和 8 年 11 月 9 日 (月) まで。 (電子入札システムの受付時間内に限る。ただし、最終日は 15 時 00 分まで。また、休日を除く。)
	資料、入札書及び工事費内訳書の受付期間 (最終日が審査基準日)	令和 8 年 11 月 16 日 (月) から令和 8 年 11 月 24 日 (火) まで。 (電子入札システムの受付時間内に限る。ただし、最終日は 15 時 00 分まで。また、休日を除く。)
4. 入札手続等 (4)	歩掛見積参考資料の交付期間	令和 8 年 11 月 10 日 (火) から令和 8 年 11 月 24 日 (火) まで。 (電子入札システムの受付時間内に限る。ただし、最終日は 15 時 00 分まで。また、休日を除く。)
4. 入札手続等 (5)	開札	令和 8 年 12 月 18 日 (金) 10 時 00 分